

防災訓練実施結果報告書(案)

NFD発****号

令和3年4月**日

原子力規制委員会 殿

報告者

住 所 茨城県東茨城郡大洗町成田町

2163番地

氏 名 日本核燃料開発株式会社

代表取締役社長 濱田 昌彦

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	日本核燃料開発株式会社 茨城県東茨城郡大洗町成田町2163番地	
防災訓練実施年月日	令和3年3月2日	別紙2のとおり
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	放射性物質放出により原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態に至る原子力災害を想定	
防災訓練の項目	総合訓練	要素訓練
防災訓練の内容	(1) 防災本部での事象対応戦略訓練 (2) 警戒事態該当事象発生時の初動訓練 (3) 社外への通報・連絡訓練 (4) モニタリング訓練 (5) 避難誘導訓練 (6) 身体除染、救護訓練 (7) 社内の情報連絡訓練 (8) 他事業者との連携訓練 (9) 事象収束作業訓練 (10) プレス対応訓練 (11) 地震後点検訓練 (12) ERCプラント班との常時応答訓練	(1) 警戒事態該当事象発生時の初動訓練 (2) 社外への通報・連絡訓練 (3) モニタリング訓練 (4) 避難誘導訓練 (5) 身体除染、救護訓練 (6) 社内の情報連絡訓練 (7) 事象収束作業訓練 (8) プレス対応訓練 (9) ERCプラント班との常時応答訓練 (10) 消防活動訓練
防災訓練の結果の概要	別紙1のとおり	別紙2のとおり
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙1のとおり	別紙2のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

防災訓練の結果の概要（総合訓練）

本防災訓練は、原子力事業者防災業務計画（以下、「原子力防災業務計画」という。）第 2 章第 7 節に基づき実施したものである。

1. 原子力災害発生時における日本核燃料開発株式会社の活動目標

弊社では、原子力災害発生時においては下記の 4 項目を活動目標の柱としている。

① 人命保護

従業員及び作業員の人命保護を目的として、安全（放射線安全と作業安全）の確認が実施できていること、負傷者が発生した際の救助活動が適切に行われること。

② 事態収束

放射性物質拡散防止の対応ができること。

③ 住民避難

事象の状況に応じた地域住民、近隣施設及び関係機関への的確な通報が実施できること。

④ 社会への説明責任

社会に対して誠実に事実の伝達を行うこと。

2. 防災訓練の目的

本防災訓練は、原子力防災業務計画 第 2 章第 7 節「防災訓練の実施」に基づき、緊急時対策所（防災本部）の対応能力向上を目的として実施し、緊急時対策所が原子力災害の拡大防止に有効に機能することを確認する。

3. 主たる検証項目及び達成目標

重大事故等が発生した状況下において、原子力防災組織が有効に機能し、事故収束のための緊急時対応能力の習熟を図ること並びに改善点の抽出を行い、更なる実効性向上を図るため、実際に起こりうる原災法発災事象を想定しその事態収束を行うことを主眼に、以下の項目を主たる検証項目として訓練を実施した。

① シナリオの多様化・難度

【達成目標】想定される事象への対応ができること。

② シナリオ非提示型訓練の実施

【達成目標】シナリオ非提示においても、事象に応じた対応の判断ができること。

③ 緊急時対策所と ERC プラント班との情報共有

【達成目標】伝えるべき情報を整理し、発信すること。

④ 確実な通報・連絡の実施

【達成目標】記載不足及び記載ミスのない通報文を作成すること。

⑤ 広報活動

【達成目標】記者会見対応スキルを向上させること。

⑥ 後方支援活動

【達成目標】実連絡と人と資材の実移動ができること。

4. 実施日時及び対象施設

(1) 実施日時

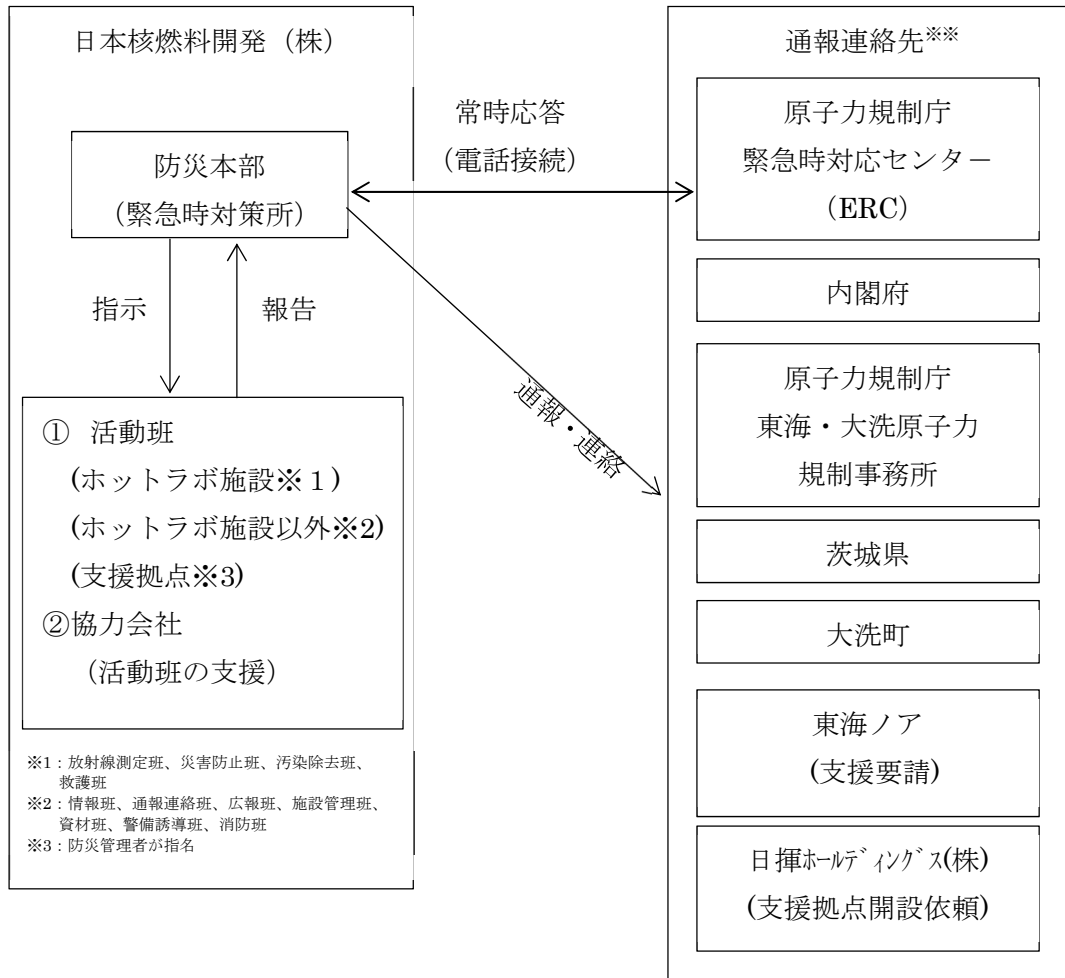
令和3年3月2日(火) 13:00~16:10

(2) 対象施設

- ・緊急時対策所(防災本部)
- ・ホットラボ施設(発災現場)

5. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制



※※ 弊社で別途実施している通報訓練時にすべての関係先への連絡は確認済みのため、本訓練では上記連絡先のみとする。

(2) 評価体制

評価は社内規定「防災訓練評価実施要領」に基づき行った。訓練の達成目標を踏まえ予め設定した「達成基準」及びこれまでの訓練からの改善事項に対する評価を実施した。評価は活動班班長による自己評価及び管理職より選任された訓練評価者による客観的な視点から改善点の抽出を、評価実施要領の評価シート様式により行った。

また、社外訓練評価者として JAEA 大洗研究所殿に評価いただいた。

(3) 参加人数

訓練対象者数；プレーヤ 73 名、コントローラ 2 名

参加率；99%【参加者数（プレーヤ+コントローラ）74 名／訓練対象者数 75 名】

6. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第 10 条事象及び第 15 条事象に至る原子力災害を想定した。詳細は以下のとおり。

(1) 訓練形式

- ・ 一部シナリオ開示型

開示理由；社内管理職の一部に決裁のため開示した。

- ・ 訓練途中での時間スキップは行わない。

(2) 訓練想定

平日昼間、茨城県沖で震度 6 弱の地震が発生し、燃料検査プール内で燃料集合体が破損し核分裂生成物（以下、「FP」という。）ガスが放出されることにより原災法第 10 条、第 15 条に至る事象を想定した。

(4) 事象進展シナリオ

シナリオシート (令和2年度 総合訓練)									
事象	地震	燃料集合体	モニタリング	防災活動	負傷者	汚染者	FAX	通報様式*	
13:00 警戒事態	本震(6強)	クレーン故障により燃料移動不可		防災本部立上げ		スロッシングによりプール水で汚染			
13:06				ERC常時接続開始					
13:15	余震	燃料落下、FPガス発生	スタックモニタ値、モニタリングボスト値上昇			シャワー除染			
13:16			スタック0.1Bq/cm ³ 到達、モニタリングボストも上昇	消火活動を確認して、排風機停止と目張りの指示(25条 収束計画)作成開始					
13:20			MP2 > 1 μSv/h	中性子束測定			第1報(警戒事態該当事象)	様式8	
13:24 10条			MP2 > 5 μSv/h	オフサイトセントラ要員派遣					
13:26 15条			MP1 > 5 μSv/h						
13:30									
13:31 15条下回り			MP2 < 5 μSv/h	排風機停止					
13:33 10条下回り			MP1 < 5 μSv/h	支援拠点開設 東海ノアへ支援要請					
13:36							第2報(10条、15条)	様式10	
13:45					負傷者発生				
13:55				目張り完了					
14:04							第3報(25条 収束計画)	様式12	
14:05			平常値		救急車で搬送				
14:20				常時接続終了	処理完了				
14:31							第4報(25条 収束結果)	様式12	
15:31							第5報(25条 プレス文)	様式12	
16:10				模擬記者会見					

* 防災業務計画の様式

7. 防災訓練の項目

総合訓練

8. 防災訓練の内容

- (1) 防災本部での事象対応戦略訓練
- (2) 警戒事態該当事象発生時の初動訓練
- (3) 社外への通報・連絡訓練
- (4) モニタリング訓練
- (5) 避難誘導訓練
- (6) 身体除染、救護訓練
- (7) 社内の情報連絡訓練
- (8) 他事業者との連携訓練
- (9) 事象収束作業訓練
- (10) プレス対応訓練
- (11) 地震後点検訓練
- (12) ERC プラント班との常時応答訓練

9. 防災訓練の結果及び評価

「8. 防災訓練の内容」に示す各項目の訓練を実施し、訓練評価者による訓練結果、訓練終了後の反省会等により、計画した各訓練項目に大きな支障がなく、原子力防災組織が有効に機能することを確認した。

ただし、いくつかの訓練項目にて改善点が抽出された。

各訓練項目の結果及び評価は以下のとおり。

本文中の【改善点（番号）】は「1 1. 今後の原子力災害対策に向けた改善点(対策)」の事項番号を示す。

(1) 防災本部での事象対応戦略訓練

【結果】

防災本部での事象対応戦略として、下記項目について実施した。

1) 原災法事象収束作業判断 COP に従った収束活動の決定

ホットラボスタックモニタの放射線測定値より、建屋外に放出される FP ガス濃度が $80\text{Bq}/\text{cm}^3$ を超えたことから、公衆の安全確保を優先して、排風機を停止し、建屋内に放射性物質を閉じ込める収束作業戦略とすることを本部として迅速に決定し、各活動班に指示をした。

2) 原災法対象事象判断フローチャートを使用した本部内での事象進展状況の共有

原災法事象の進展状況について原災法対象事象判断フローチャートを使用し、重要ポイントごとに本部長による情報共有活動を行った。

【評価】

原災法対象事象発生時の収束作業戦略決定のプロセスにおいて、あらかじめ定められた原災法事象収束作業判断 COP により迅速に意思し、事業所周辺への放射性物質による影響を最小限にすることができることを確認した。

また、原災法対象事象判断フローチャートによる情報共有活動行うことにより、防災本部内で共通の状況把握を行えることを確認した。

(2) 警戒事態該当事象発生時の初動訓練

【結果】

警戒事態該当事象発生時の初動訓練として下記項目について実施した。

1) 発災現場（ホットラボ施設。以下同じ）からの通報

地震発生時、ホットラボ施設で作業している従業員は、燃料貯蔵プール内で燃料集合体

を移動させている際に燃料クレーンが故障したことについて社内緊急通報である 100 番通報により、総務グループリーダーへ連絡を行った。

2) 発災現場からの退避

その後の余震により燃料集合体が落下及び破損し FP ガスが発生したため、発災現場付近の防災要員は速やかに退避を行った。

3) 防災本部要員の参集、防災本部の立ち上げ

防災本部要員は本部に自動参集し、本部長指示により防災本部を立ち上げた。

【評価】

警戒事態該当事象発生時の初動については、社内規程「放射性物質の漏えい対応マニュアル」のとおり実施することができ、従業員による社内緊急通報及び退避が適切に実施できることを確認した。また、防災本部要員による防災本部立ち上げが適切に実施できることを確認した。

これらのことから、「放射性物質の漏えい対応マニュアル」の内容が適切であったことを確認した。

(3) 社外への通報・連絡

【結果】

通報連絡班は社外への通報・連絡として下記項目について実施した。

1) 警戒事態該当事象発生連絡 (FAX)

震度 6 弱地震の発生により警戒事態該当事象と原子力防災管理者が判断し、警戒事態該当事象発生連絡を関係先に FAX 送信し、着信確認を行った。

2) 警戒事態該当事象発生後の経過連絡

警戒事態該当事象発生後の経過連絡については、経過連絡をするよりも早く 10 条事象が発生したため行わなかった。

3) 原災法第 10 条事象発生の特定事象発生通報 (FAX) (事象判断後 12 分)

モニタリングポスト 2 が 5 μ Sv/h に到達したことから、原災法第 10 条事象と原子力防災管理者が判断し、関係先に特定事象発生 (原災法第 10 条事象) を FAX 送信し、着信確認を行った。

4) 原災法第 15 条事象発生の特定事象発生通報 (FAX) (事象判断後 10 分)

モニタリングポスト 1 が 5 μ Sv/h に到達し、2 基のモニタリングポスト (1 及び 2) が 5 μ Sv/h 以上となったことから、原災法第 15 条事象と原子力防災管理者が判断し、関係先に特定事象発生 (原災法第 15 条事象) を FAX 送信し、着信確認を行った。なお、10 条事象と 15 条事象がほぼ同時に発生したことから、10 条通報と 15 条通報は一つの通報文で実施した。

5) 原災法第 25 条の応急措置の概要報告 (FAX) (事象収束時まで適時継続し下記 3 回報告)

① 応急措置として、収束作業計画、放射線モニタリング状況を関係先に FAX 送信し、着信確認を行った。

② 応急措置の完了報告、放射線モニタリング状況を関係先に FAX 送信し、着信確認を行った。

③ 事象収束結果及びプレス文を添付し関係先に FAX 送信し、着信確認を行った。

【評価】

通報文作成担当本部員及び通報連絡班は、原子力防災業務計画に規定する警戒事態該当事象発生連絡及び特定事象発生通報については原子力防災管理者が事象判断後 15 分以内で、応急措置の概要報告については事象収束の進展に応じ適切な間隔とタイミングで通報文の作成及び送信が適切に実施できることを確認した。

(4) モニタリング

【結果】

モニタリング担当本部員及び放射線測定班はモニタリングとして下記項目について実施した。

1) 放射線データ監視システム指示値の監視と共有

モニタリング担当本部員は、原災法第 10 条事象及び原災法第 15 条事象に到達した際の重要な放射線データについて防災本部内で共有するために、放射線データ監視システムによるモニタリングポスト値、排気モニタによる放出された放射能濃度及びエリアモニ

タによるホットラボ施設内の空間線量率の監視を防災本部で行った。

2) 外部被ばく、内部被ばく及び周辺汚染状況の測定

放射線測定班は、発災現場確認時及び収束作業時の従業員の被ばく及び汚染状況の測定を行った。

3) 周辺環境の放射線量測定及び放射線影響評価

放射線測定班は、周辺環境への影響を評価するため敷地境界に設置しているモニタリングポストによるガンマ線測定、可搬式中性子線量計による中性子測定を継続して行い、測定結果から想定される敷地周辺での最大被ばく線量評価した。

【評価】

モニタリング担当本部員及び放射線測定班はモニタリングについては、放射線データ監視システムによる放射線データの監視と共有、従業員の被ばくと汚染の測定及び周辺環境の放射線量測定と放射線影響評価が適切に実施できることを確認した。

(5) 避難誘導

【結果】

避難誘導として下記項目について実施した。

1) 構内避難者の誘導

警備誘導班は、構内にいる従業員、協力会社員及び来客の安全確保のため構内放送により屋内待機を指示した。

2) 防災活動要員の安否確認

各活動班長は、各班の防災活動要員の安否を確認後、防災本部に報告し防災本部で全活動要員の集計を行った。

【評価】

警備誘導班は、従業員、協力会社員及び来客の避難、各活動班長は防災活動要員の安否確認が適切に実施できることを確認した。

(6) 身体除染、救護

【結果】

救護班は、身体除染、救護として下記項目について実施した。

1) 身体汚染者に対するシャワー水による除染

ホットラボ施設内で作業中に身体汚染した対象者を除染するため、シャワー室に誘導、汚染された衣服等の脱衣、除染のためのシャワー水を実際に出水させた。

2) 負傷者に対する救護

屋外での目張り作業中の負傷（右手骨折、出血あり）を想定した救護活動を行った。発災現場からホットラボ施設の玄関まで担架を用いて搬送した。

3) 救急車による病院への搬送

ホットラボ施設の玄関から病院までの搬送は救急車を模擬して行い、病院への同行を想定し処置状況を防災本部に報告した。

【評価】

救護班は、身体汚染者に対する除染、作業員の負傷に対する救護活動及び病院への搬送が適切に実施できることを確認した。

(7) 社内の情報連絡

【結果】

社内の情報連絡として下記項目について実施した。

1) 災害事象の状況に応じた適切な伝達方法の選択と情報の共有

社内の情報伝達を適切に行うため、発災現場の状況については、災害防止班と放射線測定班は、防災本部に無線機を使用して伝達を行った。警備誘導班は、携帯電話及び固定電話を使用して警備室へ公設消防要請のための火災情報及び救急車要請のための負傷者情報を伝達した。

また、社内で情報を共有するため、情報班は、発災現場から防災本部へ伝達された情報をホワイトボード上に時系列として記載し防災本部での情報共有として取り纏めた。

【評価】

災害防止班、放射線測定班及び警備誘導班は、社内の情報伝達が適切に実施できることを確認した。情報班は社内の情報についてホワイトボードに漏れなく時系列で纏められていることを確認した。また、施設情報等を取り纏めるホワイトボードにより、整理された情報として防災本部内及び ERC 常時応答者との共有が適切に実施できることを確認した。

なお、本訓練項目では下記課題があった。**【改善点①】**

今回の訓練では事象の進展が非常に早く、社内の情報集約資料作成等の情報整理が事象の進展に追いついていけなかった。

(8) 他事業者との連携

【結果】

他事業者との連携として下記項目について実施した。

1) 他事業者への支援要請

広報班は原子力防災業務計画で定めた災害時協力支援先の東海ノアに対して緊急事態協力活動本部の招集準備を要請するため、電話及び FAX で連絡した。また、原子力事業所災害支援拠点である日揮ホールディングス(株)への支援拠点開設を電話で依頼した。

資材班は原子力事業所災害支援拠点へ防災資機材を搬送した。

【評価】

他事業所への支援要請として、広報班による東海ノアへの緊急事態協力活動本部の招集準備要請及び原子力事業所災害支援拠点の開設依頼及び資材班による防災資機材の搬送が適切に実施できることを確認した。

(9) 事象収束作業

【結果】

事象収束作業として下記項目について実施した。

1) 発災現場の放射線データ等情報収集及び現場入域可否の判断

放射線測定班は、現場に入域し作業を行えるかどうかの判断に必要な放射線データ等を収集し、その結果を防災本部に報告した。

2) 発災現場状況の調査・報告

災害防止班は、事象の収束作業方法を検討するため発災現場での燃料集合体の破損状況を確認し、防災本部に報告した。なお、今回の訓練では破損した燃料への対応は訓練シナリオに含めなかった。

3) FP ガス放出による環境への影響を解消するための緊急作業対応

原子力防災管理者は、事象収束判断フローに従い、放射性物質閉じ込めのための排風機停止及び建屋目張り実施を決断し、施設班に排風機の停止を指示し、また、災害防止班に目張りを指示した。施設班及び災害防止班は指示に従い排風機の停止操作及び建屋目張りを行った。

【評価】

事象収束作業について、放射線測定班による放射線データに基づく現場入域可否判断、災害防止班による現場状況確認、放射性物質閉じ込めのための排風機停止及び建屋目張り作業が適切に実施できることを確認した。

(10) プレス対応

【結果】

プレス対応として下記項目について実施した。

1) プレス対応要員の派遣、関係機関との調整

発災事象に関する情報を公開するため、原子力防災管理者は記者会見の実施を決定し、茨城県庁での記者会見を想定、各活動班の現場からプレス対応要員を人選して防災本部に集合させた。並行して広報班は関係機関との記者会見の開始時間を調整した。(社内で

模擬)

2) プレス文作成と記者会見の実施

情報班はプレス文を作成し、社内会議室で副原子力防災管理者及び広報班による模擬記者会見を実施した。記者役として社員及び社外プレーヤ(JAEA 大洗)が参加した。

【評価】

プレス対応として原子力防災管理者による対応要員の派遣、広報班による関係機関との調整、情報班によるプレス文作成及び副原子力防災管理者及び広報班による模擬記者会見での質疑応答が適切に実施できることを確認した。

(11)地震後点検

【結果】

地震後点検として下記項目について実施した。

1) 防災本部の指示に従った点検作業の実施

地震発生後、防災本部からの指示により防災本部員を除いた各活動班は設備の健全性確認のための地震後点検を実施し、その結果を報告した。

【評価】

各活動班が、防災本部の指示に従い地震後点検が適切に実施できることを確認した。

(12)ERC プラント班との常時応答

【結果】

ERC 常時応答者による ERC プラント班との常時応答訓練として下記項目について実施した。

1) ERC 側に伝えるべき情報を、適切なタイミングで提供した。

2) ERC からの重要な情報を社内で共有した。

3) EAL 判断の根拠を、原子力防災業務計画の EAL 判断基準に基づいて説明した。

【評価】

ERC 常時応答者による ERC プラント班との常時応答訓練については、適切なタイミングで情報提供ができることを確認した。また、防災業務計画に基づき EAL 判断根拠の説明が適切に実施できることを確認した。

なお、本訓練項目では下記課題があった。【改善点②】

- ・従業員の負傷者情報に関する情報提供をしなかった。
- ・放射線モニタリンググラフの情報提供をしなかった。

10. 前回訓練時の改善点への取組み結果

前回の総合訓練（令和元年 12 月 3 日）における改善点への取組み結果は以下のとおり。

No	前回の総合訓練において抽出した改善点	取組み結果
1	通報文作成において、記載不足があった。	改善：通報文記載例兼チェックシートを見直し、不足であった項目を記載例に追記し、見直したチェックシートについての教育及び要素訓練を行い、記載不足を防ぐこととした。 結果：通報文における記載不足をなくし、適切に作成することができた。(完了)
2	ERC からもたらされた重要情報(緊急事態宣言発出)が社内で共有されなかった。	改善：ERC 常時応答マニュアルを見直し、ERC からもたらされた重要情報を社内で共有すべき情報として整理し、要素訓練を行った。 結果：ERC からもたらされた重要情報は社内で適切に共有された。(完了)

No	前回の総合訓練において抽出した改善点	取組み結果
3	ERC プラント班への情報提供に不足 (EAL 基準を下回った際の説明内容が不明瞭、モニタリングポスト放射線の検出結果報告はγ線と中性子線の合算であること)があった。	改善：ERCに報告すべき事項についてERC常時応答マニュアルを見直し、要素訓練を行った。 結果：ERC に報告すべき事項を不足なく報告することができた。(完了)

11. 今後の原子力災害対策に向けた改善（対策）

今年度の訓練では、実際に起こりうる原災法発災事象を想定しその事態収束を行うことを主眼とし、あらかじめ決められた戦略フローに従い排風機を止める戦略を迅速に意思決定し、周辺への影響を最小限にすることができた。また、規制庁との連携訓練での振り返りにおいても、戦略面での意思決定についてはよい評価を得ている。

今年度の総合訓練においては以下 2 点の改善点を抽出し、改善対策を行うことにより対応能力の向上を図る。

No.	今回の総合訓練において抽出した改善点
1	<p>改善点： 社内の情報共有において、社内の情報集約資料作成等の情報整理が、事象の進展に追いつかなかった。</p> <p>原因： 事象の進展が非常に早い場合を想定した情報共有体制ができておらず、また、その要素訓練が十分でなかった。</p> <p>対策： 事象の進展が非常に速い場合を想定した情報共有体制を見直し、また、要素訓練を実施する。</p>
2	<p>改善点： ERC プラント班への情報提供時に下記改善点があった。 1) 従業員の負傷者情報は、発生連絡のみを発話しその後の状況についての情報提供をしなかった。ただし、FAX 通報文では記載し報告した。 2) 放射線モニタリンググラフによる情報提供をしなかった。</p> <p>原因： 事象進展中であったため、公衆の安全に直接関わらない従業員の負傷者情報は報告優先度が低いと判断し、常時応答での報告をしなかった。 放射線モニタリンググラフを印刷出力してそれ FAX 送信する時間的余裕がなく、そのため放射線状況の傾向がわかる情報を提供できなかった。</p> <p>対策： 以下 2 点を報告すべき事項として ERC 常時応答マニュアルを見直し要素訓練を行う。 ・優先度が低いとした情報であっても、報告すべき情報は最終的にはすべて報告する。 ・放射線モニタリング情報については、傾向がわかる情報を提供する。</p>

12. 総括

今回の訓練結果を基に原子力防災業務計画及び防災訓練中期計画を見直し、PDCA を回すことにより、防災体制の継続的な改善を図ると共に、より実践的な訓練を行うことにより危機対応能力の向上を図る。

以上

防災訓練の結果の概要（要素訓練）

1. 防災訓練の目的

本訓練は、原子力事業者防災業務計画 第2章 第7節に基づき実施した要素訓練であり、各事象収束に対する各種手順に対する対応の習熟が目的である。

2. 訓練実績と今後の原子力災害対策に向けた改善点

報告対象期間中(令和元年12月4日～令和3年3月2日)に実施した要素訓練の結果と改善点は以下のとおり。

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日	参加者数	訓練結果／今後の原子力災害対策に向けた改善点
(1) 警戒事象発生時の初動訓練	災害発生を想定した、初動時の100番通報及び構内放送による発災状況伝達訓練	災害防止班 放射線測定班	令和2年8月25日	22名	結果：災害発生初動時における発災状況の伝達手順等に問題がないことを確認した。ただし、火災が同時に発生した場合の火災報知器の音量により、本部内での指示が聞こえずらいため、その改善又は対策が必要。 改善点：本部内では火災報知器の音量を低くすることを検討する。
			令和2年10月23日	21名	
令和3年2月19日	6名				
令和3年3月2日	13名				
	本部員の防災本部内初動訓練	防災管理者 本部内活動者	令和3年2月19日	12名	結果：コントローラからの状況付与による、副防災管理者の防災本部内初動に問題がないことを確認した。 改善点：特になし。
(2) 社外への通報連絡訓練	・関係機関（原子力規制庁、自治体、近隣事業所等）への一斉同報FAX（Fネット）を用いた通報連絡訓練	通報連絡班 資材班	令和2年8月25日	9名	結果：災害発生時の関係機関への通報連絡（一斉FAX送信）に問題がないことを確認した。 改善点：特になし。
			令和2年10月23日	7名	
(3) モニタリング訓練	災害発生時の放射線監視設備（モニタリングポスト、スタックモニタ、エリアモニタ）のモニタリング訓練	放射線測定班	令和2年8月25日	8名	結果：災害発生時における放射線監視設備のモニタリングに問題がないことを確認した。 改善点：特になし。
			令和2年10月23日	8名	
(4) 避難誘導訓練	従業員は防護防災活動のため所定の持ち場に参集、協力会社員及び来客は構内放送により屋内待機するよう避難誘導指示を行い、屋内待機させた。	従業員、協力会社員及び来客	令和2年10月23日	77名	結果：災害発生時における、従業員の参集、協力会社員及び来客の屋内退避について問題がないことを確認した。 改善点：特になし。
(5) 身体除染、救護訓練	・模擬汚染を用いたサーベイメータ使用訓練 ・マネキンを用いたサーベイメータによる汚染検査訓練	放射線業務従事者	令和2年8月5日	33名	結果：訓練実施後の「理解度テスト」をもって受講対象者が内容を理解したことを確認した。 改善点：特になし。
			令和2年9月2日	35名	
			令和2年11月10日	6名	

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日	参加者数	訓練結果／今後の原子力災害対策に向けた改善点
(6) 社内の情報連絡訓練	放射線管理室から本部への情報伝達訓練	放射線測定班	令和2年8月25日	8名	結果：災害発生時における、放射線管理室から本部への情報伝達に問題がないことを確認した。 改善点：特になし。
			令和2年10月23日	8名	
(7) 事象収束作業訓練	緊急作業時に行う建屋目張り訓練	放射線業務従事者	令和2年12月15日	4名	結果：建屋目張りの訓練を行い、目張り作業に問題のないことを確認した。 改善点：特になし。
	FPガス発生時の燃料集合体密閉作業訓練	災害防止班 放射線測定班	令和2年9月11日	13名	結果：燃料集合体密閉作業に問題がないことを確認できたが、以下の改善を今後図っていく。 改善点： ・繰り返し訓練により、密閉蓋取付完了までの時間短縮を図る。 ・蓋の取り付け方法の改良。 ・水中作業対応人員の育成と確保。
(8) プレス対応訓練	災害発生後の県庁への要員派遣、事業所から県庁派遣者への情報提供、模擬記者を配置した記者発表訓練	広報班他プレス対応者	令和2年8月25日	4名	結果：災害発生後の記者発表調整及びプレス文に問題がないことを確認した。ただし、記者発表時の姿勢等に一部問題があった。(謝罪時に、机に手をついてお辞儀してはいけないことを緊張のため失念したこと等) 改善点：記者会見の訓練を今後も繰り返し行い慣れていく。
(9) ERC との常時応答訓練	常時応答者の応答要領、サポート者の役割、常時接続電話機の操作確認	ERC 常時応答者 サポート者	令和2年2月16日	4名	結果：常時応答者の応答要領、サポート者の役割及び常時接続電話機の操作に問題がないことを確認した。 改善点：事象進展が非常に早い場合の情報集約方法の改善検討を行っていく。
(10) 消防活動訓練	山林火災を想定した可搬式消防ポンプを用いた放水訓練、資機材等の状態確認	消防班	令和2年10月21日	5名	結果：可搬式消防ポンプの機能および放水活動について問題ないことを確認した。 改善点：特になし。

以上